

# 【受験資格特例教習】

- 令和4年5月13日より、従来、普通免許等を取得してから21歳以上、通算3年以上の運転経験で、取得できた大型免許や二種免許が、普通免許等を取得後、「受験資格特例教習」を修了しますと19歳以上、通算1年以上の運転経験で取得できるようになりました。

| 普通車免許取得 ▶ 「受験資格特例教習」修了 ▶ 大型車等の教習 |  |                              |  |            |       |  |                                                            |  |
|----------------------------------|--|------------------------------|--|------------|-------|--|------------------------------------------------------------|--|
| 免許の種類                            |  | 従来の取得要件                      |  | 受験資格特例教習 ▶ | 免許の種類 |  | 受験資格特例教習修了者の取得要件                                           |  |
| 中型一種                             |  | ・ 20歳以上<br>・ 普通免許等、免許保有歴2年以上 |  |            | 中型一種  |  | ・ 19歳以上<br>・ 普通免許等、免許保有歴1年以上<br><br>※ 取得要件の年齢や経験が引き下げられます。 |  |
| 大型一種                             |  | ・ 21歳以上<br>・ 普通免許等、免許保有歴3年以上 |  |            | 大型一種  |  |                                                            |  |
| 普通二種                             |  |                              |  |            | 普通二種  |  |                                                            |  |
| 中型二種                             |  |                              |  |            | 中型二種  |  |                                                            |  |
| 大型二種                             |  |                              |  |            | 大型二種  |  |                                                            |  |

※運転免許の停止処分期間がある方は、運転経験に含まれません。

- 受験資格特例教習の目的  
この教習は、運転免許を取得する方の交通事故防止を図るため、本来、年齢要件が担保する「自己制御能力」及び経験年数要件が担保する「危険予測・回避能力」補うことを目的としています。

- 入校条件等
  - ・ 普通免許取得後（18歳から受講できます。）
  - ※ 受験資格特例教習の修了証に有効期限はありません。

- 教習内容
  - ① 年齢課程＋経験課程 ② 経験課程 ③ 年齢課程のうち、ご自身の要件が満たされていない課程を受講してください。

- ① 年齢課程＋経験課程  
従来からの取得要件である、取得年齢（大型車等21歳以上、中型車20歳以上）や経験年数（大型車等3年以上、中型車2年以上）が、この特例教習（年齢課程＋経験課程）の修了者は、取得年齢19歳以上、経験年数1年以上で取得できるようになります。

## □基準教習時限数

| 免許の種類 | 第1段階 | 第2段階 |
|-------|------|------|
| 技能教習  | 11時限 | 20時限 |
| 学科教習  | 2時限  | 3時限  |

※ 技能教習は「普通車」で実施いたします。

② 経験課程

取得要件の内、取得年齢（大型車等21歳以上、中型車20歳以上）には達しているが、経験年数（大型車等3年以上、中型車2年以上）が、満たされていない方が対象です。  
例えば、21歳の方が普通車取得後、1年を経過して大型車免許の取得を希望される場合、本来なら経験年数が未達ですが、この特例教習（経験課程）を修了しますと、大型車免許等が取得できるようになります。

□基準教習時限数

| 免許の種類 | 第1段階 | 第2段階 |
|-------|------|------|
| 技能教習  | 9時限  | 18時限 |
| 学科教習  | 0時限  | 2時限  |

※ 技能教習は「普通車」で実施いたします。

③ 年齢課程

取得資格の要件内、取得年齢に達していない方が対象の教習コースで、以下の方のみが対象になります。  
◎例えば、19歳で普通車免許を取得した20歳（普通車の経験年数1年有り）の方が、中型車免許を取得する場合、本来なら経験年数が不足ですが、取得年齢が達しているので特例教習（経験課程）を修了すれば中型車免許が取得可能となります。その後、20歳の内に大型車免許を取得される場合は、すでに、特例教習（経験課程）を受けているので、この特例教習（年齢課程）を修了しますと、大型車免許等が取得できるようになります。

□基準教習時限数

| 免許の種類 | 第1段階 | 第2段階 |
|-------|------|------|
| 技能教習  | 2時限  | 2時限  |
| 学科教習  | 2時限  | 1時限  |

※ 技能教習は「普通車」で実施いたします。

※ 年齢や経験年数により、教習コース（教習時限数）が異なりますので事前にお問合せください。

○ 若年運転者期間について

受験資格特例教習で運転免許を取得した場合、運転者に対して慎重な運転を促すため、大型車等21歳（中型免許は20歳）に達するまでの間（若年運転者期間）に、基準に該当する違反を行った場合は、若年運転者講習の受講が義務付けられます。（講習を受講しなかった場合や受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、受験資格特例教習を受けて取得した免許のみ取り消されます。

受験資格特例教習は「予約制」となっております。詳しくは、お問合せをお願いいたします。